

# みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

## Chieftainship and Land Tenure : Land Tenure on Ponape through Court Case Analysis

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中山, 和芳 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.15021/00003734">https://doi.org/10.15021/00003734</a>

## 裁判記録からみたポナペ島の土地所有

中山 和 芳\*

I. はじめに	判
II. 伝統的な土地所有と初期の西洋との接触による変化	1. 法定相続人の正当性をめぐる対立 2. 相続と生前贈与の対立
III. ドイツ・日本・アメリカ時代の土地所有	3. 土地贈与の正当性をめぐる対立
IV. アメリカ統治下の土地所有権をめぐる裁判	V. おわりに

### I. はじめに

本稿は、土地の所有権をめぐる紛争の裁判記録を分析することによって、ポナペ（ポーンペイ）島の土地所有を明らかにしようとするものである。

ミクロネシア・カロリン群島の東部に位置するポナペ島は、19世紀のはじめから西洋文明と頻繁に接触するようになり、その後、スペイン（1885-1899）、ドイツ（1899-1914）、日本（1914-1945）、アメリカ（1945-1986）と、つぎつぎに外国政府による統治を受けた<sup>1)</sup>。ポナペ島社会はこうした外国との接触によって様々な影響を受けてきた。本稿で検討する土地所有に関しても、ドイツ政庁が土地の私有制・父系相続という、ポナペの慣習とは異なる制度を導入した。

以下では、IIで伝統的な土地所有とスペイン時代までの初期の西洋との接触によって生じた変化について述べる<sup>2)</sup>。IIIでは、ドイツ、日本、アメリカの統治下での土地に関する法律と、そこで生じた土地相続の実態について述べる。そして、IVでは、アメリカ時代に裁判所で審理された土地の所有権をめぐる紛争を記述・分析して、島民の相続慣行と外国統治下の土地法との関係を論ずることとする。

\* 国立民族学博物館第4研究部

この稿を草するにあたり、広島大学の清水昭俊氏からいろいろとご教示いただいた。また、奥野彦六郎の報告書を参照することができたのも清水氏のご好意による。清水氏に深く感謝申し上げたい。

1) ポナペは他の3つの地域（ヤップ、トラック、コシャエ）とミクロネシア連邦を結成し、1986年にアメリカと自由連合関係を結んで、独立への第一歩を歩みはじめた。  
2) スペイン時代までのポナペ島の一般的な状況については、既に論じたことがある [中山 1985, 1988]。

## Ⅱ. 伝統的な土地所有と初期の西洋との接触による変化

西洋社会と接触するようになった19世紀のはじめ頃のポナペ島には、マタラニーム、ウー、キチー、ネット、ジョカージの5つの独立した首長国 (*wehi*) が存在していた。この首長国は「部族 (*tribe*)」と呼ばれることもある。この政治単位は、日本時代には「村」、アメリカ時代には *municipality* と呼ばれる行政単位として引き継がれ、今日まで続いている。個々の首長国には、ナンマルキ (*Nahnmwarki*) とナーニケン (*Nahnken*) をそれぞれの最高の地位に位置づけた、位階を伴う2つの称号の系統があって、双方の系統の12番目までの称号保持者は、現在でも政治的・社会的に重要な役割を果たしている。これらの人々は「貴族 (*sohpeidi*)」と呼ばれ、それ以外の人々は「平民 (*aramas mwahl*)」と呼ばれている。首長国は字 (*kousapw*) に分かれていて、それぞれの字は、ナンマルキが任命した字長によって支配されている。そして、字はいくつかの拡大家族 (*peneinei*) から構成されている。このように、ポナペにおいては、首長制は今も存続している。なお、ポナペ島は母系制社会で、現在18の母系氏族 (*sou* 又は *dipw*) がある。母系氏族の成員は、一か所に集って住むということではなく、全島に分散して住んでいる。

首長国の土地は、耕作地 (*nansapw*) と山林原野 (*nanwel*) の2つに分類されるが、かつては首長国のすべての土地がナンマルキの所有とされていた。ナンマルキは耕作地を字単位に分割したうえで、特定の母系出自集団に封土として与えた。そして、この母系出自集団の族長 (同時に字長でもある) は、この封土をさらに分割して、集団の成員に耕作させていた。新たに耕作地を必要とする場合は、ナンマルキの許可を受けて、山林原野を開墾して耕作地とすることができた。

ナンマルキから土地を与えられた人々は、様々な機会に祭宴を催して、ナンマルキや字長に貢納を行なった。ナンマルキは、貢納を怠ったり、彼の命令に違反した臣下の土地を取り上げることができた。しかし実際には、よほど重大な違反でなければ、ナンマルキがこの権利を行使することはなかったといわれている。また、ナンマルキは、問題が生じないかぎり、土地の使用権の相続にはほとんど干渉しなかったという。

字長によって再分割された土地を使用・耕作するのは *peneinei* (ペネイネイ) と呼ばれる拡大家族であったが、かつてこの拡大家族がいかに構成されていたかについては、はっきりとはわからない。例えば、奥野は、以下のように述べている。土地はナンマルキのものという観念がある一方で、土地はペネイネイ (奥野はベナイナイと表記している) が所有するという観念も存在しており、土地をはじめとする主要な財産

は、原則として戸主 (*Kaun en Peneinei*, ペネイネイの長) から次の世代の子供達へ「包括的」に引き継がれ、最年長の者が財産の管理者 (*Kaunda Dipwisou*, カウンター・チピショー) となった。管理者となるのは年齢の順であり、女性だからといって排除されることはなかった。かつての一般的な結婚後の居住様式は妻方居住であったが、長男が兄弟姉妹のなかで最年長である時には、婚出先から妻子を連れて自分のペネイネイに戻って管理者となることがあった(長男が妻方の居住を続けて戻ってこないこともあった)。長男が戻ってくると、彼は管理者だけでなく、社会的にペネイネイを代表する戸主にもなった。戸主の地位には男性のみが就くことができたので、長女が管理者である場合には、婚入してきたその夫が戸主となった。ペネイネイは戸主とその配偶者の三親等ぐらいの親族から構成されていたが、人数が多くなると、家を別にし、耕作地も分けることがあった。この下位集団は「家」(*ihmw*)と呼ばれた[奥野 1939]。この奥野の記述からは、ペネイネイは、母系出自集団の成員を中核とし、それにこの集団への男女の婚入者、男子婚入者の子孫などを加えた、母系的な集団であったと推測される。

これに対して杉浦は、ペネイネイを戸主である父を中心とした息子及び孫の三世代ほどの父系家族とし、戸主は自分の母系氏族が所有する土地に居住したとする。氏族外婚制のため、戸主の息子や孫は原則として戸主とは異なる氏族に属すが、「準氏族員」として扱われた。杉浦は奥野と異なり結婚後の居住様式は夫方居住であったとし、戸主の娘は夫の家に行って住み、戸主の妻や戸主の息子の妻は夫の下に来て生活したという。戸主が死亡すると、息子達は家族を伴って自分の氏族の土地に移り住んで、今度は自分が戸主となった。すなわち、土地の相続は母系で行なわれたが、土地を実際に使用するペネイネイは父系家族であって、このペネイネイは戸主を介して母系氏族に結びついていたのであると、杉浦は述べている[杉浦 1944]。

土地を使用する単位であるペネイネイに対する奥野と杉浦の見解は、かなり異なっている。この相違については、どちらが正しいのかを問うよりも、以下に述べる理由から、ポナベの土地の使用のありかたとペネイネイの集団構成が非常に柔軟性を帯びたものであったことを示すものと、理解しておきたい。

まず第1に、土地が豊富に存在し、人々は容易に土地を手にすることができたということが挙げられる。ポナベ島では、1854年に寄港した捕鯨船がもたらした天然痘によって、島の人口が半減し、その後も人口の減少が続いていた。一時的に社会は混乱し、首長達の支配力も弱まって、耕作者が死亡したために放棄された土地もたくさんあった。生き残った者は良い土地を手に入れようと努め、他の首長国へ移る者も多か

った。[中山 1985: 887-889]。また、家族の下を離れて、仕事もせずに、字の集会所などにたむろする、マール (*mwar*) と呼ばれる未婚の若者も数多く存在したと奥野は述べている [奥野 1939: 7]。結婚して子供ができて、年単位の居候を重ねて、一か所に住まなかった夫婦も多かったという。現在でも、人々は気軽に家を空けて、親族の家を泊り歩き、時にはそこに長期間滞在することがある。

そして、第2に、封建的な土地所有体系が、西洋の影響を受けて変容しつつあったということが挙げられる。土地の相続に関しても、父系による相続が現われつつあった。

西洋の影響について述べる前に、もともとボナペ島の母系制社会に双系的な要素も存在していたことを言っておかなければならない。ナンマルキとナーニケンを出す母系氏族は首長国毎にきまっていたが、ナンマルキ系統の者とナーニケン系統の者との間での結婚が奨励され、男子は父の姉妹の娘と結婚することが望まれていた。この双方的 (*bilateral*) な交叉イトコ婚が世代を下っても続けられると、祖父と孫 (息子の息子) とは同じ氏族に帰属することになり、祖父と孫は、母系的にも「父系的」にもつながることになる。そして、このような将来高い地位に就くことが予想される子供は、両親の下をはなれて祖父母と共に暮すことがあったと、Fischer は言っている [FISCHER 1970a: 298]。

さて、1852年から布教活動を行っていたアメリカ人のプロテスタント宣教師は、私有財産制度が確立されていないことが、布教の障害となっていると考えた。彼らは、結局は失敗に終わったのだが、土地に対するナンマルキの権利を無視して、家を建てて住むという条件で土地を与えるという自営農地法 (*homestead law*) を実施したことがある [中山 1985: 899]。また、奥野は、スペイン統治時代から布教を開始したカソリックの神父達が、女は男に従うものだと言ったと述べ、このために、それ以後は、結婚すると妻が夫の家に移ることが多くなったと言っている [奥野 1939: 22]。

政治的・社会的な地位の上昇は、生得的な要因のみに基づくのではなくて、個人の努力によるところも大きく、他の首長国との戦争において武勲をたてることや首長への貢納が重要な要素となっていた。しかし、人口の減少と宣教師や外国政庁による干渉などによって、島民の間での戦争の発生は抑えられた。この結果、地位の上昇のためには、戦争に代わって、立派なシャカオ (カヴァ) やヤムイモを生産し、首長達に貢納するということがより一層重要となった。また、外国の商人とコブラの取引が行なわれるようになって、農業がさらに重要な意味をもつようになった。このため、農業生産における男性の関与が大きくなり、男性と土地の結びつきが緊密となって、父

系相続・夫方居住が受け入れられる基盤ができてきた [PETERSEN 1982: 132]。

やがて、島民のなかには、父親から土地を相続したと主張する者も現われた。キチーのナーニケンは1864年に死亡したが、妻の父であった白人の James Hadley の示唆によって、息子に土地を譲渡する旨を記した証書を残した。この息子というのは、プロテスタントの島民の指導者となった Henry Nanpei であった。ポナペ島の統治のために、Nanpei の協力を必要としたスペインとドイツの政庁は、この証書を有効とし、Nanpei の土地の権利を認めたのである [中山 1988]。

### Ⅲ. ドイツ・日本・アメリカ時代の土地所有

ポナペ島の統治を開始したドイツ政庁は、はじめは島民の生活には干渉しなかった。しかし、1907年に、本国で新しく設置された植民省は、植民地の経済的自立をめざすという政策を採用した。そこで、人頭税の導入が検討されたが、首長に対して貢納の義務があるポナペでは、ただちにそれを実行することは困難であった。また、慣習によれば島民は土地に対して所有権を持たず、首長は島民から土地を取り上げることができた。こうした状況では、収穫できるまで時間のかかるヤシの木を人々に植えさせることは困難だとドイツ政庁は判断した。

ドイツ政庁は1907年に土地の私有制への改革の意図を島民に説明し、その手はじめとして、首長が島民を耕作している土地から追放することを禁じ、ナンマルキ達に承諾させた。翌年の1908年には、ドイツ政庁は土地改革案を提出した。それは、土地は私有化されて土地に対するナンマルキの所有権は廃止されるが、そのかわり、16~45才の成人男子に年に15日間の労役が課され、その労賃の半分が土地の権利を喪失した代償として高位の首長達に与えられるという内容であった。

この土地改革案に対して、5つの首長国のうちの4つはしぶしぶ承知した。しかし、ジョカージの人々はこれに強く反対して、1909年の10月に反乱を起し、知事を含む多数のドイツ人官吏を殺害した。他の首長国の島民は、ドイツ政庁を支持して反乱に加わらなかった。やがて、強力なドイツの援軍が派遣されて、この反乱は鎮圧された。反乱の首謀者は処刑され、ジョカージの多くの人々も島外に流刑に処せられた。

反乱が鎮圧されると、ドイツ政庁は土地改革を強力に推進した。まず、土地の境界線の画定と登記の作業が進められた。7人の首長達からなる土地の調査委員会がいくつもつくられた。個々の委員会は土地の境界を調査し、境界が画定すると石積みをつくって標識とした。それから、個々の耕作地について地券が作成され、3人の高位の

首長達からなる登記委員会がこれを確認して署名した。その後で、ナンマルキが地券に署名し、最後に知事が署名して、地券は有効となった。

地券には全文11条よりなる条文がドイツ語とポナベ語で記載されている。このうち、土地所有に関するものは第1条から第6条までである。第7条以下は、ナンマルキの権利に関する条項である。

地券の第1条から第6条までは以下のとおりである。

「第1条 本証書は永続的所有権を証する。ただし、所有権者が流刑又は死刑の宣告を受けた場合はその効力を失う。

第2条 所有権者が死亡した時は、土地は相続の権利を持つ男性の親族が1人で一括して相続する。

遺言による土地の処分は認められない。相続の順位は以下のとおりである。

1. 最年長の生存する息子
2. 最年長の生存する男の孫
3. 最年長の生存する兄弟
4. 最年長の生存する兄弟の息子

もし、これらの親族がいない場合は、所有権者は自分が好む男子を相続人として養取することができる。養取の法的効力はナンマルキおよび知事の承認を必要とする。死亡した所有権者に法定または養子の相続人がいない場合は、その土地の帰属はナンマルキおよび知事が決定する。

(ポナベ語本文には、以上の外に「非嫡出子は両親が後に結婚すれば、嫡出子と同様に父の土地を相続することができる」との規定がある。)

第3条 自己の土地を所有しない男性および未婚の女性の親族はすべて、所有権者と共にその土地に居住し、これを利用する権利を有する。

第4条 土地またはその一部の売却、贈与、貸借は、ナンマルキおよび知事の承諾がある場合にのみ認められる。

第5条 公共の目的のために必要な土地は無償にて提供されるものとする。

第6条 地券が交付されない土地は、その土地の所在する「部族」——またはポナベでは「国」とも呼ばれる——に帰属する。その土地はナンマルキと知事の双方の同意を得て与えられることがある。

(ポナベ語本文の後半は、「土地を所有したいと望む者は知事とナンマルキの認可を受ければそうすることができる」となっている。)

地券の発行により、土地の私有化が確立し、土地は分割されずに父系的に相続されることになった。土地の分割が認められなかったのは、ドイツ政庁が次男以下の息子達に山林原野を開墾させて、耕作地を拡大させることを意図したからである。発行された地券の数は推定1,153枚、実際にはこれより20~30枚多いと考えられている【杉浦1944: 313】。

ドイツ政庁の土地改革により、ポナベ島の土地所有制度は大きく変化した。しかしながら、まもなく始まった第一次世界大戦でドイツは敗れ、日本がポナベ島を統治することになった。

日本統治下のポナベ島では、官民有地を区別するための土地調査が1927年より開始され、1930年に完了した。そして、この調査の結果、ドイツの土地改革によって私有地とされた土地はそのまま島民有地として認められたが、村有地とされていた土地は官有地とされた。島民の所有する土地は、ポナベ島面積の三分之一を占め、海岸部の平坦な沃土を全部独占しているうえに、実際に利用されている土地はその三分之一にすぎなかったという【矢内原 1935: 214】<sup>3)</sup>。

ドイツ政庁の発行した地券の条項は、土地を分割して相続することを禁じたが、日本時代には、地券の発行された土地の分割相続を認めている<sup>4)</sup>。島民の間では、すでに土地の分割は慣習的に行なわれていて、法律上では認められていなくても、実際には土地を数人で分けて使用している場合がしばしば見られたという。

日本人の官吏は、女性の土地の相続を禁じた地券の条項とポナベの慣習とが矛盾することにも、はやくから気づいていた。そして、遅くとも1930年代の終りには、地券名義人が死亡した時に娘しかない場合には、地券に記された相続順位者の名義に一時的に書き換え、その家に婿が来たり息子が生れるとその者に名義を変更するという便法が認められるようになった【奥野 1939: 20】。また、戸籍を重視した日本政府は、土地相続に関して、土地所有者の兄弟よりも養子を優先させることを認めている。このために、土地の一部を、例えば兄弟姉妹の子供に与えたいと思った場合にはその者を養子として役所に届けることが行なわれ、娘の婿を養子として土地を相続させることも行なわれるようになったという【FISCHER 1958: 111】。南洋庁は1941年頃に、

3) 上原によると、ポナベ島の面積は334 km<sup>2</sup>であるが、1930年には、島民有地は島全体の33%、官有地が65%、邦外人有地が2%であった【上原 1940: 26】。

4) ドイツ政庁は1913年4月7日付けで、地券の条項をさらに詳しく説明するための書類を配布しているが、多くの土地がある場合には、ナンマルキと知事の承認があれば、土地の分割を認めると変更している。

「第2条

1. 一人の者が多くの土地を所有する時には以下のようにする。彼の息子（達）が相続する。[次に]彼の息子の子供達が優先されるが、他の者も一部の土地を相続することができる。

2. ある者の兄弟・姉妹の子供が、彼の息子または彼の息子の子供達と共に土地を相続できるかどうかは、相続に関係する人次第とする [これが元来の所有者次第というのか、法定相続人次第というのかは明確でない]。ナンマルキと知事が認め、土地を相続する人が本当に一部の土地を与えることを望んでいるなら、そのように相続することができる。」

南洋庁が土地の分割相続を認めたことが、このドイツ政庁による変更に基づいているのかどうかは不明である。



島民有地の所有権を確定する調査を開始した。ドイツの地券に代わる土地証書の発行を意図したものであった。これは第二次世界大戦のために土地証書を発行するまでには至らなかったけれども、この際、女性への土地の譲渡を認めたという。南洋庁は、地券に記された相続順位に固執することなく、相続順位を家族の合意で変更することをおかなりの程度認めたといわれている。

第二次大戦後、統治国となったアメリカは民主的な政治システムを導入し、ポナペ島にもポナペ島議会が設置された。1957年には、この議会での長い論議を経て、土地の相続に関する重要な決議案が通過し、これは、Ponape District Order No. 8-57として、布告された。これによって、ドイツ政庁が定めた相続順位は以下のように変更された。

1. 生存する、または生存する子孫のある、最年長の息子
2. 生存する、または生存する子孫のある、最年長の娘
3. 生存する、または生存する子孫のある、最年長の兄弟
4. 生存する、または生存する子孫のある、最年長の姉妹
5. それぞれの場合、指示された親族が子孫を残して死亡している場合は、その子孫が上に記された相続順に代理の権利によって、親の位置を占める。
6. 世襲による相続に関しては、養子は実子よりも年少と見なされる。ただし、実の息子よりも年上であり、かつ最年長の男子の養子は財産（不動産と動産）の価値の三分の一に対して権利を有する。」

同じ1957年の4月、議会は遺言に関する決議案を採択し、Ponape District Order No. 9-57として公布された。この法は、遺言によって広範囲の人々に土地を譲渡することを認めている。

「18才以上の精神健全な者は、以下の条件<sup>5)</sup>を満たす遺言によって、子供（実子または養子）・兄弟・姉妹・甥・姪・配偶者・両親・重病である時に6か月以上世話した人のうちの誰にでも、土地と動産を譲渡することができる。土地は遺言によって、これらの人々のうちの2人以上の人々にも分け与えることができる。」

5) 遺言と認められるための条件は以下のとおりである。

- ① 遺言は書かれたもので、本人と2人の証人の署名があるもの。
- ② District Land Office, ナンマルキ, ナーニケン, Chief Magistrate の承認を必要とする。
- ③ District Administrator の承認を必要とする。
- ④ District Administrator の署名後、60日以内に裁判所に提出されたもの。

(なお、Chief Magistrate とは、アメリカ政府によって5つの municipality (首長国) に設けられた行政職である。最初はナンマルキが Chief Magistrate に任命されたが、後には選挙で選ばれるようになった。District Administrator はポナペ州の最高の行政職であって、最初はアメリカ人が任命されていたが、後にはポナペ人が任命されるようになり、現在では Governor と呼ばれ選挙で選ばれる。)

この結果、遺言によって土地を父系親族以外の者へも相続させることが法的に可能となった。そして、遺言のない場合に、法に定められた相続人が土地を相続することになり、娘も父親の土地を相続できるようになったのである。

ここで、実際に日本時代とアメリカ時代に行なわれた土地の相続を見てみよう（表1）。

日本時代に関しては杉浦の調査したキチーのパーズという字の事例がある。この字に対して、ドイツ政庁は7枚の地券を発行した。それ以後、これらの土地で行なわれた相続の形態を表で示した。なお、7つのうち1つの土地は、地券の発行から調査時点までずっと同じ人が土地を保持していて、所有権の移動はなかった。また、2つの土地は2つに分割して相続された。「その他」というのは、ナンマルキの土地であったものが、次のナンマルキへと譲渡されたものである [杉浦 1944: 281-284]。

アメリカ時代の土地の相続の事例は、Fischer がマタラニームの3つの字について調査したものである。なお、この中には日本時代の後期に行なわれた相続も含まれている。Fischer は娘の夫・息子や、姉妹の夫などへの土地の譲渡は、主として娘や姉妹のためになされたものであると言っている [FISCHER 1958: 107]。

日本時代の土地相続の事例は非常に少ないけれども、この2つの統計を比べてみる

表1 日本時代とアメリカ時代の土地相続の形態

相 続 人	被相続人		アメリカ時代			
	男	計	男	女	計	
息 子	3	30%	15	5	20	47%
娘	—		10	1	11	37%
娘 の 夫	1	10%	2	—	2	
娘 の 息 子	—		2	—	2	
娘 の 娘	—		1	—	1	
兄 弟	1	10%	1	—	1	2%
姉 妹 の 夫	1		1	—	1	12%
姉 妹 の 息 子	2	40%	2	—	2	
姉 妹 の 娘	—		2	—	2	
姉妹の娘の息子	1		—	—	—	
そ の 他	1	10%	—	1	1	2%
計	10	100%	36	7	43	100%

杉浦 [1944: 281-284] と Fischer [1958: 106-107] より作成。日本時代の相続で、「息子」のうち1例は養子、「娘の夫」は養女の夫である。

と、3つの点で変化しているのがわかる。アメリカ時代になると、①息子や、②娘や娘を介した親族が土地を相続することが多くなり、③これとは逆に姉妹や姉妹を介した親族が相続することは少なくなっている<sup>6)</sup>。ここから、一般的には、土地の相続において、母系的な傾向が減少して、自分の息子と娘を中心とする直系の子孫へと集中的に行なわれるようになり、双系的な展開を示すようになってきたといえることができるであろう<sup>7)</sup>。

現在、ポナベ島の人々は土地の相続に関して以下のように考えている。土地の相続においては、子供達（息子と娘）がその他の親族よりも優先すべきであり、可能ならば、すべての子供に土地を分けるべきである。そして、全部の子供にゆきわたる土地がない場合には、①両親と同居している子供を婚姻や養取などで他出した子供より優先し、②息子を娘よりも優先し、③年長の子供を年少の子供より優先し、④実子を養子よりも優先する（ただし、実子より年長の養子に対しては配慮がなされる）。

ポナベ島において、土地を獲得する方法としては、親から相続するという他に、①配偶者の所有する土地を使用する、②養出して養親から相続する、③公有地を開墾して土地を入手する、④土地を購入するなどの方法がある。

Fischer が、79組の夫婦の結婚後の居住のあり方を調査したところ、夫方居住が53例（67%）、妻方居住が21例（27%）、不明およびその他が5例（6%）であった[FISCHER 1958: 107]。ポナベ島では、夫婦が結婚後どこに居住するかを決定する

6) 杉浦は、1940年頃には、甥を養子として相続させるものを含め、三分の一近くは母系相続が行なわれていたと述べている[杉浦 1944: 333]。

7) 本稿で扱うのは1972年までの裁判の事例なので、これらの裁判には直接の関係はないが、1978年に「無遺言相続法」が、ポナベ議會を通過している。これによると、遺言のなかった場合の土地の相続は以下のようになっている。

「第3条 相続の規定

遺言を残さなかった死者の不動産と動産は、その者が死亡した時に、少なくとも1人の生存する成員のいる、この条項で列挙された最初の順位の人々すべてに平等に一括して譲渡される。この順位の方が死亡していても、その子孫が1人でもいれば、この順位には生存する者がいると見なされる。この順位の子供のすべての人々が遺言を残さずに死亡した者よりも先に死亡している時には、死亡していなかったら譲渡されたであろう不動産と動産は、この条項の規定に従って、代理の権利[代襲]によって、その人々の子孫に譲渡される。遺言のない場合の相続の順位は以下のとおりである。

1. 死者の子供へ。
2. それらの者がいない場合は、死者の両親へ。
3. それらの者がいない場合は、死者の祖父母へ。
4. それらの者がいない場合は、死者の曾祖父母へ。
5. この条項の規定に従い、無限に同様に。」

このことを人類学の用語を使って言うと、土地は分割されずに、まず第一に死者を起点とする cognatic stock へ、次いで死者の両親を起点とする cognatic stock へというように、一括して双系的に相続されるということである。こうした相続に対する考えは、実際の相続の事例から得られた結論とも一致するといえよう。

にあたって、耕作する土地の有無が大きな要因になっている。夫方居住が多いのは、男子が土地を相続することが多いからであり、妻方居住を選ぶ場合は、妻に兄弟がなかったりして、妻が土地を相続したことが多い。

ポナペ島において、養取が行なわれる主たる理由として、老後の世話を養子に見てもらおうということと共に、土地を養子に相続させるということが挙げられる。ある夫婦には子供がたくさんあるのに、他の夫婦には子供が生まれないということが起こる。このため、子供に与える土地が不足する家族があるのに対して、土地を相続すべき子供が一人もいない家族もある。養取はこうした土地と人口のアンバランスを是正して、土地の再配分を円滑に行なうという機能も果たしている。

18才以上の者は、知事から公有地への入植許可を受けたうえで、3年以上土地の改良と作物栽培を行なうと1人当たり5ヘクタールまでの土地を所有することができる。ポナペでは、土地は自分一人だけのものではなく、子孫のものでもあるという観念があるため、土地を売るとは恥ずかしいことだと考えられている。しかし、近年では、現金を必要とするために、土地を売却する者も出てきている。

Fischer は、ポナペ島においては、家族は他のオセアニア社会よりも重要な位置を占めると言っている [FISCHER 1970a: 307]。ポナペの村は、多くのミクロネシア社会と異なり、集村を構成しない。自給自足の単位である家々は、点々と散在していて、個々の家の自律性は高い。Fischer は、ポナペの養取の特徴は子供ができるだけ小さいうちに行なわれることだと言っているが、その理由は、家族の自律性がそれぞれの「小文化 (micro culture)」を発達させているので、それに適応させるためには、生後なるべく早い時期に養子にしたほうがよいからなのだと述べているほどである [FISCHER 1970a: 310]。

ポナペにおける地位・称号の継承は現在でも母系で行なわれているが、その順序は前任者の兄弟が年齢順に続いたあとは、同世代の他の者は受け継がずに、最年長の姉妹の長男へと一世代下へ移るのが原則である。したがって、継承の方向は、傍系親族へは兄弟以上には伸びず、直系を指向する傾向がある。そして、出生順に基づいて長女の系統と次女以下の系統とが区別されて、格差を伴う分節集団が永続的に作りだされる「円錐クラン」の構成をとる（この点に関しては、本書の清水論文を参照）。また、財産を所有する親族集団も、容易に分裂する傾向がある。親が財産の分割を指示しなかった場合でも、子供達は親の死後、財産を分割するのが普通である。このように、現在のポナペにおいては、集団は絶えず分節化する傾向があるのだが、Fischer は、過去においてもポナペの拡大家族は小人数で自律的であったと推測されるとして

いる [FISCHER 1970b: 132]。

ポナペでは、ドイツによる土地改革以後、土地所有に対して出自集団による統制はもはや存在せず、土地の所有・使用の単位は大家族や核家族である。夫婦に子供がない場合は、土地を相続させるために、家族の外部から誰かを養子としなければならない。杉浦も、「旧慣に於ては母系相続であるから、次の相続者として氏族員中から適当の男子を選ぶことに困難しない。父系男子直系相続となると、人員が少なくなるから、この点の融通が利かない」と述べている [杉浦 1944: 331]。そして、逆に子供が多い場合には、そのうちの誰に土地をどのくらい相続させるかということは、所有する土地の大きさ、子供たちの人数、子供たちが相続以外の方法によって土地を手に入れる可能性の有無などを考慮したうえで決定される。つまり、いずれの場合にしても、現在のポナペ島社会における土地相続は、状況に応じて決定されるのである。筆者はかつて、ニューギニア高地の土地所有を Kelly [1968] に依拠しつつ検討し、土地の譲渡に父系出自集団の統制が強く働いている場合には、その方向はほぼ決定されるが、耕地の獲得が個人的な問題となる場合には、父系出自以外の様々な社会関係が用いられて、土地の譲渡は様々な方向に向かうことを指摘したことがある [中山 1974]。現在のポナペ島の状況は、この後者の場合にほぼ相当する。したがって、ポナペ島の土地の相続の形態は、ドイツ政庁が規定したような、社会関係の脈絡から独立した一定のパターンに従うのではなくて、父から息子への相続が強調されながらも状況に応じて双系的な親族の範囲の中でかなりの偏差を生ずるのである<sup>8)</sup>。

以下においては、島民の相続慣行と外国統治下の土地法との関係を、アメリカ統治下に行なわれた裁判の実例をとおして見ていくことにする。

#### IV. アメリカ統治下の土地所有権をめぐる裁判

裁判記録を検討する前に、一言言っておかねばならないことがある。ポナペ島においては、土地をめぐる紛争が生じて当事者間で解決できない場合は、裁判にもちこまれる前に、ふつつ高位の首長達に調停を依頼する。ナンマルキの権威は強いので、ナンマルキが示した判断に、土地の権利を認められなかった者もしぶしぶ従うことが多いという [清水昭俊 私信]。また、後述するように、裁判においても、ナンマルキに

8) ポナペ島民は、裁判所の判決は一時的なもので、関係する個人や状況が変われば、判決自体も変わると考え、法律も状況・要求・機会に応じた柔軟なものであることを期待している、と Petersen が述べている [PETERSEN 1984: 126-127]。この指摘は、土地相続の形態を考察するうえでも、土地の所有権をめぐる紛争を検討するうえでも、興味深い。

よる土地の譲渡の承認は重要な意味をもっていた。いずれの場合にしても、土地をめぐる紛争においてナンマルキは大きな力をもっている。

さて、本稿で扱う裁判の事例は *Reports of the Trust Territory of the Pacific Islands* (以下ではT.T.R.と略記する)の第1巻から第6巻に記載されたものである。T.T.R.は判例を記録する目的で編集された本なので、ここに記された事例によって、土地紛争のヴァリエーションを知ることができると思われる。本稿の考察においては、周辺の離島からの移住者が関与する事例と、日本時代とアメリカ時代に島民に貸与された官有地の借地権をめぐる紛争の事例は除外した<sup>9)</sup>。この結果、本稿で扱う裁判の事例は40例であり、これらの裁判は1951年から72年までの間に行なわれたものである。T.T.R.の記述だけでは十分に事情が把握できない場合があるので、ボナペ地区裁判所に保管されていた裁判記録をも参照した。

土地の相続をめぐる紛争は、さまざまな社会的関係にある人々に関与しており、さらに1つの土地をめぐる二重に争われていることもあって、複雑な様相を呈することがある。しかし、対立の基本的な原因に着目してみると、大きく以下の3つに分けることができる。

1. 地券の第2条に定められた法定相続人の正当性をめぐる対立。
2. 前の所有者からの贈与による土地の譲渡を主張する者と法定相続人の対立。
3. 双方が前の所有者からの土地の贈与を主張しての対立<sup>10)</sup>。

以下では、この順序にそって、事例を検討することにしよう。

## 1. 法定相続人の正当性をめぐる対立

まず最初に、養子と実子という兄弟の間で土地が争われた例を見てみよう。

### 事例1 (民事訴訟 No. 26, 1954年) [T.T.R. vol. 1: 201-205]

Thomas は Piscente と彼の妻によって養取された。妻の死後、Piscente は再婚して、後妻との間に Kenio が生れた。

問題の土地の地券には、1940年に地券名義人 (Piscente) の死に伴い、長男の Kenio が相続す

9) これは、前者がボナペ島とは異なるそれぞれの島の慣習を主張の根拠とすることが多いからであり、後者においては、所有権ではなく、借地権が争点であり、行政府も裁判の当事者となっているからである。

10) T.T.R. は判例集であるので、事例数はそれほど意味をもたないと思うが、参考のためにそれを示すと、1の理由によるものが16例、2の理由によるものが23例、3の理由によるものが3例、その他の理由によるものが1例である。このうち、1と2の2つの理由によるものが3例ある。その他の理由というのは、土地が購入されたか、贈与されたかが、争われたものである。

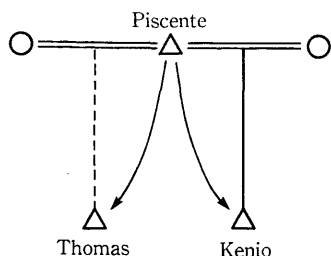


図1 事例1の関係者

点線は養子関係を示す。矢印は裁判でそれぞれが主張する所有権の移動を示す。

るとの裏書がある。後にナンマルキの示唆により、この土地は Thomas と Kenio の合意の下に2つに分割され、2人がそれぞれを所有することになった。この土地の分割はナンマルキと日本政府の承認を受けた。この分割に関しては、アメリカ時代になってからのナンマルキとナーニケンとの協議においても、両者は合意していた。

ところが、この裁判において、Thomas と Kenio は、どちらも自分が長男として全部の土地に対して所有権をもつと主張して争った。Kenio は、土地の分割は耕作する場所を分けただけで、土地の所有権を分割したわけではないとも述べている。

判決：当法廷は、この土地の分割は、必要とされる許可と双方の合意を得たうえでの所有権の分割と判断する。

そして、双方が達した合意を見るかぎり、どちらが長男かを決定する必要はない。したがって、2つに分割された土地の一方は Thomas の、他方は Kenio の所有と判断する。

(なお、Piscente はもう1つ別の土地を所有していた。この土地は1939年に日本政府に売却され、Thomas と Kenio は土地の代金を受け取っている。この土地の所有権がアメリカの統治下でどのように扱われるかは、まだ明らかではないが、Thomas は、この土地に関するすべての権利をKenio が持つことに同意している。)

次の事例は、以前の土地の所有者の養子と所有者の兄弟との間の対立が原因となって発展した紛争である。

事例2 (民事訴訟No. 242, 1966年) [T.T.R. vol. 3: 133-136]

本件は、元来 Roke の所有していた土地をめぐる争いである。Roke には実子がなかった。

Sarapin は、Roke の死後土地を管理した Roke の兄弟の Dido の息子として、土地の権利を主張する。これに対して Alfonso は、Roke の養子とされる Kerman の息子として、土地の権利を主張する。

Sarapin は以下のように主張する。1928年に Roke が死亡したあと、1949年まで Dido が土地を管理し、Sarapin は Dido のあとをうけて土地の管理をしていた。Kerman が、この土地は Sarapin のもので、Sarapin の死後は Sarapin の子供に譲られるといったので、Sarapin はこの土地の名義を Kerman とすることに同意した。その後も Sarapin は、Kerman の許可を受けて、この地に作物を植えていた。Sarapin は Kerman が所有していた権利のすべての相続を主張する。

これに対して Alfonso は、Roke の死後は養子の Kerman が土地を相続したのであり、

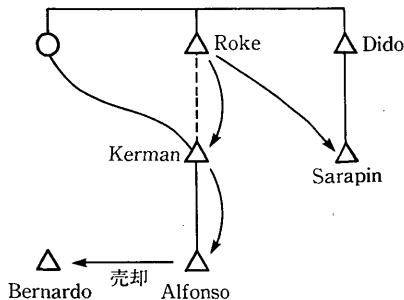


図2 事例2の関係者

Kerman は Sarapin に土地の使用は認められたけれども、土地の所有権を与えたことはないと述べる。さらに、Kerman の死後、Chief Magistrate が Alfonso が土地を相続する旨を書いた書類を役所に送っていると主張する。Alfonso は1962年にこの土地を Bernardo に売却した。

本件では、Kerman が Roke に養取されたかどうか争点の1つとなっている。しかし、キチーのナーニケンの証言によって、ナーニケンの列席のもとに養取の儀礼が行なわれたことは明らかであると法廷は判断した。この養取の件は、ナンマルキとドイツ人の知事には知らされず、彼らの承認を得ていないかもしれないが、この養取は1912年以前になされたものなので、地券の第2条に関連してそのことを考慮する必要はない。ボナベの慣習では、養取にはナンマルキと知事の承認を必要としていない。

Kerman は Roke の養子として土地を相続し、Kerman の長男の Alfonso は Kerman の死に伴い土地を相続した。この結果、Alfonso はこの土地を Bernard に売却する権利を所有していた。

Sarapin は、自分がこの土地を所有する権利があると善意に確信して、この土地にかなりの数の作物を植えた。彼がこの労働の報酬を受け取るのは正当であり、この Sarapin の権利は、彼が植えた作物の収穫を2年間に限り許すことによって認められる。

判決：Sarapin が2年間この土地に立ち入り、彼が植えた作物を収穫する一時的権利を認めるという条件の下で、この土地は Bernardo の所有に属す。

次の事例も、基本的には、やはり以前の所有者の養子と所有者の兄弟が土地の権利を争っているものである。しかし、この裁判においては、事例2とは異なり、兄弟の方に土地の権利が認められている。

### 事例3 (民事訴訟 No. 278, 1969年) [T.T.R. vol. 4: 204-210]

本件は、土地の所有権をめぐる二重に対立を生じている複雑なものである。この土地の元来の所有者は Santiako で、Santiako の死後、土地の名義は弟の Mikel のものとなった。Mikel の死後、土地は Damian, Kilemende へと相続され、それから先の相続に関して対立が生じている。しかし、ここで問題となるのは、Santiako の養子の Francisco が土地の権利を主張していることである。

Francisco は以下のように主張する。養父の Santiako は1921年に死亡した(その時、Francisco

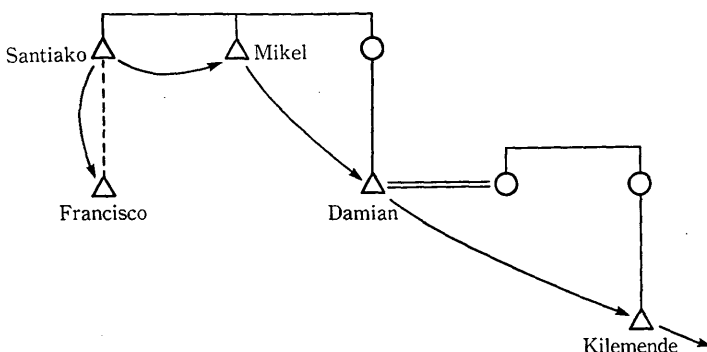


図3 事例3の関係者



は16才だった)が、生前に Francisco に地券をくれた。しかし、Mikel が不正な方法で Francisco からこの地券を手に入れたのである。Francisco は Santiako の養子として土地の権利を主張する。

Francisco は、1967年に土地問題の調停を依頼するまで、地券を見つけてくれるように日本人の警官に援助を求めたという自分の証言(これは立証されなかった)以外は、土地の権利を要求する行為をいっさい行なわなかったと法廷は判断した。日本時代に法廷で土地の所有権の承認を求める機会があったにもかかわらず、Francisco はそれをしなかった。Francisco が成人してから40年以上もたってから、地券の入手に不正行為があったと申し立てても、その不正行為を立証するのと同じほど、反証することも困難である。法廷は自己の権利を要求することに積極的である人は援助するけれども、妥当な努力をしなかった人を救済することは行なわない。したがって、法廷はこの裁判において Francisco は土地を要求する権利をもつことを示すことができなかつたと判断する。

以上3つの事例では、いずれも養子に関係している。地券の第2条には、条文に記された親族がない場合に、ナンマルキと知事の承認を得て、養子に土地を相続させることができるとある。この条文からは、相続に関しては、養子が被相続人の実子や兄弟よりも下に位置づけられていることは明らかである。

既に述べたように、ポナペでは養取はふつう近い親族の間で、子供がまだ小さいうちに行なわれる。そして、その際、養取する者は養子を実子と同じように育て、養子が男の場合は成長した時に土地を与えるが、養子は養親の老後の面倒を見るという了解のもとに行なわれるのが一般的である。土地の相続においては、養子よりも実子を優遇することはあるが、養親に実子がなければ、養子が相続することに何ら問題はない。したがって、ポナペの土地相続の慣習では、養子が被相続人の兄弟よりも優先していた。そして、やはり既に述べたように、日本の政府も、相続に関して、養子の権利が優先することを認めていた。

そこで、法廷は、「ポナペの慣習では、正式に養取された子供は、法的に子供と見なされることと、日本の当局者も、土地の所有者が死亡した時に、その兄弟が生きていても、養子が土地を相続することを妨げるものではないと、この条文を解釈していたことに注目する」。そして、法廷は、「土地法の一貫性を考慮して、日本の当局者がとってきた解釈に従うべきであり、死者に実の兄弟があっても、養子が相続できる」と判断した [T.T.R. vol. 1: 29]。事例3においても、Santiako が死亡した時点で、養子の Francisco は土地を相続する権利を持っていたと推測されるが、何らかの理由でその後40年間も土地の権利を明確に主張しなかったために、権利を認められなかったのである。事例1においては、裁判所は養子と実子への土地の分割、贈与と判断したが、土地の贈与に関しては、後に詳しく述べる。

次の事例は養子にからむ、別の形の紛争の例である。これまでの事例では、養子の養取先での相続が問題となっていたが、次の事例では養子の実家における相続が問題となっている。

事例4 (民事訴訟 No. 345, 1969年) [T.T.R. vol. 4: 333-335, vol. 5: 532-535]

この土地は元来 Namwei が所有していた。Namwei は1947年頃に死亡した。

Herbert は、Namwei の所有していた土地は長男であった Ernest が相続し、1963年の Ernest の死により、長男である自分が相続したと主張する。

これに対して、Namwei の娘の Sari は以下のように主張する。① Ernest は幼児の頃に他の者に養取され、Namwei と一緒に住むようになったのは、1946年頃からである。②土地は兄弟姉妹で相続するようにというのが、Namwei の意図していたことである。③自分は Namwei の最年長の子供であるので、自分が土地に対してまず第一に権利を有する。

Sari の述べる Namwei の意図というのは、遺言を禁じた土地所有制度に反し、法的効力はもたないと、法廷は判断した。

そこで、養出した子供に実の親から土地を相続する権利があるかどうか問題となるが、地券の条項には養子に出された子供が相続から排除されるとは記されていないので、養出したも相続の権利を失わないと、法廷は判断した。この結果、Namwei の土地は長男の Ernest によって相続され、Ernest の死後、Herbert によって相続されたことが認められた。

Sari はこの判決を不服として控訴した。Sari はその理由として、ボナベの慣習では養出した者には実の父親から相続する権利はないのに、判決はこの慣習を無視していると述べた。しかし、法廷は、ドイツの発行した地券の条項が慣習法に卓越するとして、前の判決を支持した。

Sari の主張にもかかわらず、実の親が養子に出した子供に土地を与えることはある。既に述べたように、実家に相続させる土地が少なければ、実家に残っている子供達が優先的に土地を相続すべきであるとの観念があるので、養出した子供が実家にいる子供とまったく同じ権利をもつとはいえないが、養出者が実家の土地に対する権利を失うということはないのである [FISCHER 1970a: 301]。

次に、非嫡出子が関与した事例を見てみよう。

事例5 (民事訴訟 311, 1968年) [T.T.R. vol. 4: 33-38]

問題の土地は、元来 Sehpin が所有していたものである。Sehpin には嫡出子がなかった。以前にも、この土地の相続をめぐる、「養子」達が争い、裁判にもちこまれた。その裁判では、Tikses (非嫡出子だが、後に養取されたと主張)、Kosmi, Semens が Sehpin によって養取された

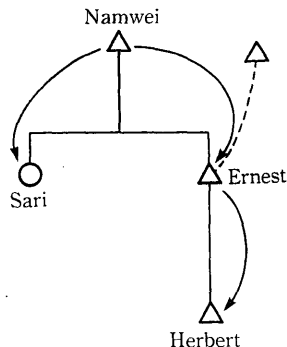


図4 事例4の関係者

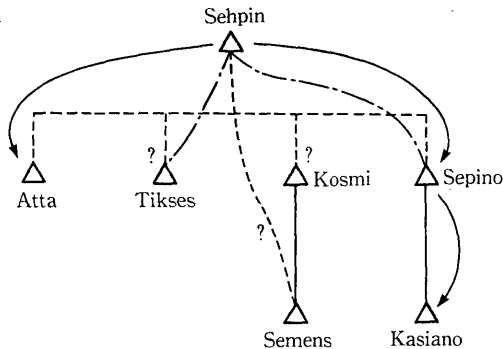


図5 事例5の関係者

--- は非嫡出の親子関係を示す

ということは立証されず、養子であることを皆が認めた Atta が Sehpin の最年長の息子と見なされて、土地の所有権を認められた。

この裁判においては、以前の裁判に加わっていなかった Kasiano が、死亡した父を介して土地の所有権の相続を主張している。Kasiano の主張する根拠は、①Atta は Sehpin に養取されなかった、②父の Sepino は Sehpin の実の息子である、の2点である。①については、以前の判決をくつがえすに足る十分な証拠を

提出できなかった。②に関しては、Sepino は Sehpin の非嫡出子で後に養子となったことが明らかになった。

判決：養子となった非嫡出子は養子と同じ身分と権利をもつと法廷は考える。Sehpin が死亡した1957年1月に施行されていた法律の下では、Sehpin のすべての土地は最年長の養子の男子が相続する権利を有していた。Atta は Sepino よりも年長であった。したがって、この土地については Atta が所有権を有する。

この事例によって、養子となった非嫡出子は法的に養子と見なされることが明らかになった。そこで、非嫡出子が父親に養取されなかった場合はどうなるのかが問題となるが、このことを扱ったのが民事訴訟 No. 258 (1968年) [T.T.R. vol. 3: 187-190] である。ここでは、被相続人の非嫡出子と被相続人の兄との「伯父と甥」の間で相続の権利が争われた。非嫡出子は、唯一人の息子として父の土地の相続を主張したが、父によって息子と認知されていなかった。法廷は、ポナペの慣習では、非嫡出子は、養取されるか、公に子供として認知され家族の一員として受け入れられなければ、子供とは見なされないと判断し、被相続人の実兄に土地の相続を認めたのである。

ここまでは、養子や非嫡出子が関与している事例を記述してきた。この他に、女性が娘として土地の相続の権利を主張して、裁判となったものがある。次に示すのはその代表的な例である。

事例6 (民事訴訟 No. 7, 1954年) [T.T.R. vol. 1: 199-201]

土地の所有者であった Kantalaria の父は1931年に死亡した。あとに残ったのは娘の Kantalaria だけで、息子や孫はいなかった。Isidro は Kantalaria の父の一番上の兄である。

1941年に始まった日本政府の調査の際、土地は Isidro の求めによって二つに分割され、北の部

分は Isidro の、南の部分は Kantalaria の所有とされた。

この裁判で問題となっているのは、Isidro の所有とされている北の土地である。Kantalaria は父の死後、北の土地も相続したことを主張する。その根拠は、自分は地券が発行された全体の土地の所有者であった者の娘であり、唯一の生存している子供であるからというものである。

**判決：**ドイツ政庁がポナベに導入した土地制度には、娘が当然の権利として、父から土地を相続できるという規定はなく、Kantalaria の父の死亡時点まで、この点に関して変更はなかった。Kantalaria の父の死によって、土地（この一部分の土地が今問題となっている）は地券の条項に従って、兄である Isidro に合法的に譲渡された。したがって、ここで問題となっている土地は Isidro の所有に帰する。

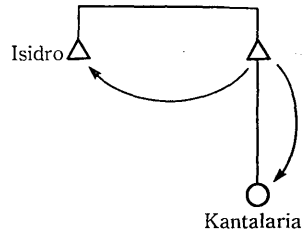


図6 事例6の関係者

土地に対する女性の権利については、法廷は以下のように判断している。ドイツ法の下では、女性は土地を相続したり、所有することはできなかった。日本時代の1941年以後、女性への土地の譲渡が認められるようになり、1957年より、女性の相続も可能となった。

娘が父親からの土地の相続を主張して争っている訴訟は、すべて1957年以前に生じた相続に関してである。娘としての相続の権利が認められないことは明らかなのだが、訴訟をおこした女性は、女性の相続に関する法律の変更を理解せずに、1957年以前にも土地の相続は可能であったと誤解して、権利を主張したものと思われる。

## 2. 相続と生前贈与の対立

次に、以前の所有者からの生前贈与による土地の譲渡を主張する者と法定相続人が争った事例を見ることにしよう。

### 事例7 (民事訴訟 No. 29, 1955年) [T.T.R. vol. 1: 249-254]

土地の所有者であった Alperto は、自分が死ぬまで世話をすることを条件に、1941年に土地を分割して、長男の Fridorihg と次男の Penansius に分け与えた。こうした条件に基づく土地の分割であることは日本の官吏も承知していた。

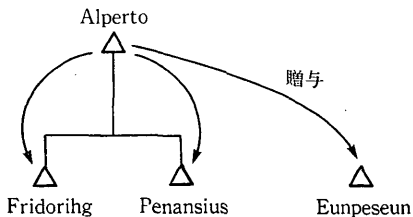


図7 事例7の関係者

ところが、2人の息子は、ポナベの慣習に基づく上記の義務の履行を著しく怠った。彼らは、病床に伏している父の世話を2年間も Eunpeseun に任せて、ほとんど何もしなかった。ナンマルキが2人に、父の世話をするように諭したけれども、彼らは依然として何もしなかった。このため、Alperto は2人の

息子に与えた土地の権利を取り消して、世話をしてくれた Eunpeseun に土地を譲渡することを指示し、このことはナンマルキも承認した。

Fridorihg と Penansius が土地に対する権利を主張する根拠は、Alperito が1941年に土地を分割して2人に与えたというものである。これに対して Eunpeseun は、Alperito からの口頭と文書による土地の譲渡を主張している。

土地を与えた者の面倒をみるという取り決めの下に土地が譲渡されたにもかかわらず、土地の譲渡を受けた者が著しく義務の履行を怠った場合には、土地の譲渡は無効となり、あたかも以前の譲渡がなされなかったように、他の者へ土地を譲渡することができると法廷は判断する。法廷は、ドイツ政庁が地券を発行した土地においても、長男は相続に関して絶対の権利を有するのではなく、ナンマルキと知事の許可を得て、他の者へ土地の権利が譲渡されることがあるとの立場を取る。

判決：この土地は Eunpeseun の所有に帰す<sup>11)</sup>。

ポナペでは、老後の面倒をみるとの了解のもとに、父親が生前に子供達に土地を譲渡することがよく行なわれるが、土地の譲渡を受けた子供が、両親の老後の世話をするのは義務であると考えられている。そして、ここで示した事例のように、この義務を怠った場合には、父親は土地の譲渡を取り消して、世話をしてくれた他の者に土地を与えることが行なわれる。こうした慣行を裁判所も認めているのだが、しかしながら、それは土地の譲渡を受けた子供が著しく義務を怠った場合であり、しかも一度行なわれた土地の譲渡を撤回することを明白に示した場合に限られるのである。

事例7は、義務を怠ったことによって、「法定相続人」の権利が剥脱された例であった。以下に示す2つの事例は、こうした義務の不履行とは関係なしに、法定相続人の権利が否定された事例である。

**事例8** (民事訴訟 No. 12, 1952年) [T.T.R. vol. 1: 32-35]

Pernando は、土地を2つに分けて、右側の土地は養子の Welenten、左側の土地はおなじく養子の Paulus の所有とするようにと指示し、さらに左側の土地は Paulus のために Welenten が保有するとの合意のもとに、土地全体の名義を Welenten とした。この土地譲渡は1940年にナンマルキと日本政府の承認を受けた。その後、Welenten と Paulus の間で土地の境界の位置について争いがあったが、両者は合意して境界が確

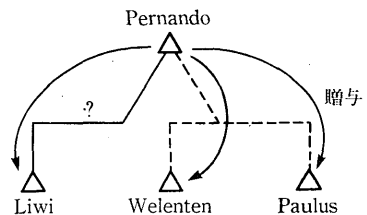


図8 事例8の関係者

11) Fridorihg は、裁判記録を見るかぎり、父による土地の分割・譲渡を権利の根拠としているので、Fridorihg への土地の譲渡は、厳密には法定相続とは言えないかもしれませんが、この裁判は3の「譲渡の正当性をめぐる対立」に分類されるべきかもしれない。しかし、裁判所の判断において、長男の相続の権利に言及しているので、この裁判を2の「相続と生前贈与の対立」として扱うことにする。

認められ、ナンマルキと日本政府がこれを認めた。

Liwi は Fernando の唯一の子供として、全部の土地に対する権利を主張する。そして、1940年の Welenten への土地の譲渡は、Fernando の許可なしに、ナンマルキの要求で行なわれたと述べる。Welenten は Fernando の養子として、全部の土地に対して権利を主張する。Welenten は、Liwi は Fernando の実の子供ではなく、Paulus も養子となったことはないと述べ、Paulus には左側の土地を使用する権利を認めたことはあるが、後にこの権利を取り消したといっている。一方、Paulus は左側の土地だけに対する権利を主張し、右側の土地は Welenten の所有であることを認めている。

ドイツ政庁が地券を発行した土地に対し、土地所有者の長男は相続に関して絶対的な権利を有していた訳ではない。ナンマルキと知事の許可を受ければ、長男ではなく、他の者に土地を譲渡することが可能であった。Paulus の土地の権利を認めるという条件の下での Welenten への土地の譲渡が、必要とされる許可を得て合法的になされたことが立証されたので、Liwi が Fernando の実の子供であるか否かはここでは重要ではない。Welenten は Paulus の土地の所有権を認める義務を有する。

判決：問題の土地の右側の部分は Welenten、左側は Paulus の所有に属す。

事例 9 (民事訴訟 No. 126, 1959年) [T.T.R. vol. 2: 59-63]

日本の南洋庁による土地調査の際、Ponpeiso は1つの土地を息子の Alperito に与え、もう1つの土地を二分して、右側の土地を妻の Pilar に、左側の土地を甥の Benido に与えて、そのように登記された。問題となっているのは、Pilar と Benido に与えられた土地である。

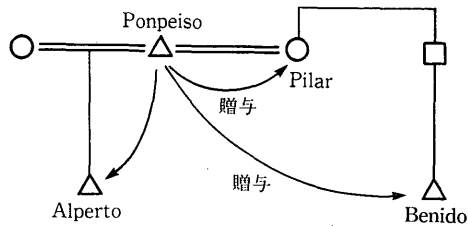


図 9 事例 9 の関係者

Benido に土地を与えたのは、長年こわたくって彼が Ponpeiso の面倒を見たこ

とに対するお礼としてである。この土地の分割は、Alperito の反対はあったが、1941年に日本政府とナンマルキの承認を得た。Ponpeiso は1945年、死の直前に、Pilar と Benido への土地の譲渡を取り消して、彼の唯一の息子である Alperito にこの土地も与えようとしていたといわれる。しかし、紛争の生じた1957年まで、ナンマルキや政府にたいして、Pilar と Benido への土地の譲渡を取り消そうとすることを誰も行なわなかった。Pilar と Benido は、1941年以来この時までそれぞれの土地を耕作してきた。Ponpeiso が土地の相続に関して何の指示や遺書も残さず死亡したとの申し出に基づいて、ナンマルキは問題の土地を Alperito が相続することを1957年に承認した。その際、ナンマルキは、以前の Pilar と Benido への土地の譲渡については何も言及していない。

Alperito は、土地の元の所有者の唯一の子供であること、1941年の日本政府による土地の分割・譲渡の承認に反対したこと、Ponpeiso が死の直前に自分への土地の譲渡を指示したこと、土地の相続が1957年にナンマルキによって承認されたことを主張した。

ポナペにおいては、前妻との間の息子をさしおいて後妻に土地を与えるということはきわめて異例なことで、未亡人は、死亡するか再婚するまで、夫の土地にとどまることを許されるのが一般に行なわれていた慣行である。また、日本政府が息子の抗議にもかかわらず、Pilar への土地

の譲渡を無条件に認めたということも考えにくい。ポナペの慣習と注意深く実施された日本政府の土地調査に照らして、法廷は、Pilar への土地の譲渡は存命中にかぎり認められ、Pilar の死後は Alperto の所有となると判断した。

法廷は、土地を譲渡した人を扶養するという合意の下になされた土地譲渡は、譲渡された者がこの合意に著しく違反した場合には取り消すことができるという判断を示している。しかし、このような違反は、本件においては認められない。

当法廷はまた、正当な理由を示すことなく、土地を譲渡した者が存命中に意のままに、かつて正当に土地の譲渡を受けた者が何年間も所有してきた土地の権利を取りあげるということは、ドイツ政庁によって導入された土地私有制度に反するものと考えられる。したがって、問題の土地の Benido への贈与と、残りの土地に対する Pilar の存命中の権利は、依然として有効であると判断する。

**判決**：右側の土地は、Pilar の存命中は Pilar の所有に属し、Pilar の死後は Alperto の所有となる。左側の土地は Benido の所有に属す。

この3つの事例において明白に示されていることは、ナンマルキと知事の許可を受けた法定相続人以外の者への土地の譲渡は、法定相続人の土地に対する権利に卓越するということである。すなわち、土地の贈与について記した地券の第4条が、親族の相続順位を規定した第2条よりも卓越するということである。地券の条項では、遺言によって法定相続人以外の者へ土地を相続させることは認められていなかった。けれども、このことは、「生前贈与」を行なうことによって可能となったのである。

贈与が法定相続をこえて有効となるためには、ナンマルキと知事の承認が不可欠である。民事訴訟 No. 18 (1952年) は、長男と五男が父親が所有していた土地に対する権利を主張して争った裁判であるが、長男は最年長の息子としての相続を、五男は父親の口頭による譲渡の指示を主張の根拠としている。しかし、父親の口頭の指示だけでは土地の譲渡は有効とはならず、長男の相続による所有権が認められたのである [T.T.R. vol. 1: 21-25]。

ナンマルキと知事の承認の下に土地の贈与が認められたことは、法定相続人以外の者への土地の譲渡を可能にした。と同時に、贈与がナンマルキと知事の承認を必要としたことは、被相続人の独断による土地の譲渡を抑制し、法定相続人やその他の者の土地に対する権利を擁護する役割をも果たしたのである。上に述べた民事訴訟 No. 18 では、長男は相続した土地を他の者に売却している。五男は、土地の売却はナンマルキと知事の承諾は得ているが、家族の者に相談なく行なわれたので、それは無効だとも主張した。これに対して裁判所は、家族の者の土地の売却に対する態度は、ナンマルキや知事が売却の承諾を与える時に考慮されるべき事柄であるとして、この主張をしりぞけている [T.T.R. vol. 1: 21]。すなわち、ナンマルキと知事が土地の譲渡を

認めた際には、その譲渡が土地に関係をもつ他の人々にとっても適切なものであると、ナンマルキと知事が判断したとされているわけである。

### 3. 土地贈与の正当性をめぐる対立

以下で示す事例は、双方が土地所有権者からの譲渡を主張して対立しているものである。

#### 事例10 (民事訴訟 No. 456, 1972年) [T.T.R. vol. 6: 100-106]

1931年に Jonathan は所有する土地を二分して、2人の息子、兄の Ihlon と弟の Timothy に与えた。この土地の分割については書類が作成され、そこには総村長<sup>12)</sup>でもあったナンマルキの署名がある。

Timothy は、1933年に作成された、Jonathan がすべての土地を Timothy に譲渡する旨を記した書類をもとに、全部の土地に対する権利を主張する。しかし、この書類には日本人の警官と思われる者の印があるが、ナンマルキが承認したということは示されていない。孫の Jonathan は、1931年の書類で父の Ihlon に与えられた半分の土地に対する権利を主張する。

法廷は、1931年に作成された書類は正当であると判断する(政府の承認が問題となるが、総村長は日本政府の

役割を代行したと見ることができ、日本政府やアメリカ政府がこの土地譲渡に異論を唱えていないことから、この譲渡に一時的に同意していると見なすことができる)。これに対して1933年の書類は、ナンマルキによる同意を得ていないので効力がない。そして、Ihlon が父に対する義務を怠った事実もない。このため、元の所有者の Jonathan は一度合法的に Ihlon と Timothy に分割・譲渡した土地を、その後再び Timothy だけに譲渡することはできない。

判決：土地は1931年に2つに分割されたとおり、1つは Timothy が、もう1つは孫の Jonathan が所有する。

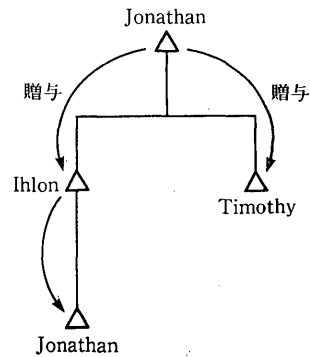


図10 事例10の関係者

このように、同一の土地にたいして双方が土地の所有者からの贈与を主張して対立した場合には、どちらの譲渡が法的に有効であるかが争われることになる。そして、一度合法的に譲渡がなされた場合は、既に述べた長男の相続の権利が剥奪された場合(事例7)と同様、被譲渡者が譲渡の際の条件に著しく違反し、かつ譲渡の取り消しがはっきりと示されている場合に限り、新たな譲渡を行なうことができるのである。

次の事例は、双方が土地の贈与を主張するが、どちらもナンマルキと知事の承認を得ていなかった場合である。

12) 日本時代、5つの村(首長国)に島民村吏として総村長と村長が1名ずつ置かれた。原則として、ナンマルキが総村長に、ナーニケンが村長に任命された。



事例11 (民事訴訟 No. 6, 1951年) [T.T.R. vol. 1: 7-10]

Eukenio は、1936年頃に Dieko の母が死亡した時、彼女の連れ子の Dieko を長男として扱い、彼に土地を譲渡すると口頭で約束した。この取り決めはナンマルキと日本政府の許可を得ていないが、Dieko は Eukenio の家で育ち、Eukenio を手伝った。Eukenio は自分の死後、問題の土地が Dieko 以外の者に相続されるべきとの合法的な指示を与えたことはない。

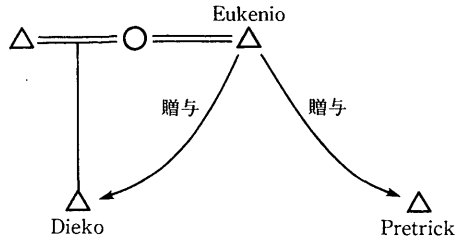


図11 事例11の関係者

Pretrick は Eukenio から生前贈与を受けたとして土地の権利を主張しているが、これもナンマルキ、日本政府の承認を得ていない。Dieko は、土地の一部については、Eukenio から Pretrick への贈与を認めている。しかし、Pretrick は全部の土地が自分に贈与されたと主張する。

Dieko も Pretrick も必要な承認を得ていないので、法的には土地の権利を有する者は存在しないことになる。現在のアメリカ統治下において、誰が、地券の条項の「知事」の役割を遂行するのか、ははっきり決っていない。それが決定するまでは、土地の所有権は権利の主張の有効性に基づいて決定され、その有効性は当事者間での合意や、土地の以前の所有者や現在土地の権利を主張する者の行為によって決定される。Eukenio と Dieko は、Dieko が母の死後も家族の一員として住み続ければ Dieko に土地を譲渡することに合意し、Eukenio はその合意によって利益を得た。したがって、Dieko の許可なく、あるいは法の条項に準ずることなく、Eukenio がこの取り決めを破棄する行動をとることはできない。

判決：Dieko が認める土地は Pretrick のものであり、残りは Dieko のものである。

このように、双方が贈与による土地の譲渡を主張しながら、どちらも土地に対して合法的な権利をもたない場合には、どちらの権利が有効かということは、状況から判断されることになるのである。

これまで述べてきた土地の所有権をめぐる紛争を要約すると以下ようになる。

1の「法定相続人の正当性をめぐる対立」では、実子と比べて親族の地位が明確でない養子・非嫡出子と、被相続人の娘が訴訟をおこしている。地券に記された相続順位の条項にもかかわらず、裁判所は、ポナペの慣行と日本の南洋庁の政策に基づいて、養子の土地に対する権利は被相続人の兄弟より優先するとの判断を示している。

2の「相続と生前贈与の対立」に関しては、裁判所は、ナンマルキと知事の承認を得て土地の譲渡を受けた者の権利は、法定相続人の権利に卓越すると判断している。すなわち、地券の第4条は第2条にまさるということである。

3の「土地贈与の正当性をめぐる対立」では、ナンマルキと知事の承認が要件となり、双方とも承認がない場合は、状況から主張の有効性が判断される。

また、裁判記録を見ると、かつて問題を生ずることなく行なわれたと思われる相続に関して、訴えを起こしたケースが多い。すなわち、これまで土地の権利を主張していなかった者が権利を主張したり、以前土地の分割に合意した者が全部の土地に対する権利を要求したりしているのである。事例3や5などは前者の例であり、事例1, 6, 8などは後者の例である。こうした訴えはすべて却下されている。

土地の所有権をめぐる裁判の事例を分析して明らかになったことは、父系親族への相続順位が地券で明確に規定されているにもかかわらず、法定相続人以外の者への土地の譲渡がしばしば行なわれ、それは裁判所によっても認められることがあるということである。具体的には、相続において、被相続人の兄弟よりも養子に権利を認めたことと、法定相続よりも合法的になされた生前贈与に権利を認めたことである。

## V. おわりに

理念的にはナンマルキが土地を所有し、実質的には母系による土地相続の慣行をもっていたポナペ島に、ドイツ政庁は土地私有制と父系の原理に基づく相続法を導入した。慣習とドイツの土地法とは根本的に異なるものであり、大きな摩擦が生ずるものと予測された。しかしながら、実際にはそれほどの混乱も起こらなかった。

その理由は大きくいって2つある。

第1は、ポナペは母系制社会であったが、交叉イトコ婚によって双系的な要素も内包されていたこと、そして、さらに初期の西洋との接触の過程において、ドイツ政庁が意図した父系的な相続を受け入れる基盤ができていったということである。

第2に、上で述べたこととは逆のことになるが、土地の分割、養取、さらには土地の生前贈与などの方法によって、地券で規定された父系相続以外の土地の譲渡も行なわれた。こうした相続に対して、日本の南洋庁が島民の慣行を尊重し、土地の分割や養子の土地の相続を認め、アメリカ統治下の裁判所も、法律で定められた相続順位よりも養子の相続や土地の「贈与」を優越させることで、法定相続以外の土地の譲渡も合法とし、法的にもそれを支持したのである。

ドイツ政庁は土地の相続形態の急激な変更を求めたけれども、ポナペ島民も、日本とアメリカの統治政府も、共に、母系から父系を強調する双系への漸次的な変化を押し進めてきたということができる。

引用文献

FISCHER, John L.

1958 Contemporary Ponape Island Land Tenure. In J. E. de Young (ed.), *Land Tenure Patterns in the Trust Territory of the Pacific Islands*, Guam: Office of the Staff Anthropologist, Trust Territory of the Pacific Islands, pp. 70-160.

1970a Adoption on Ponape. In V. Carroll (ed.), *Adoption in Eastern Oceania*, Honolulu: University Press of Hawaii, pp. 292-313.

1970b *The Eastern Carolines*. New Haven: HRAF Press.

KELLY, Raymond C.

1968 Demographic Pressure and Descent Group Structure in the New Guinea Highlands. *Oceania* 39 (1): 36-63.

中山和芳

1974 「社会関係の Idiom としての Kinship——ニューギニア高地の事例」『民族学研究』39(1): 46-81。

1985 「ポナペ島におけるキリスト教の受容をめぐる社会変化」『国立民族学博物館研究報告』9(4): 851-914。

1988 「Faction と反乱——スペイン統治下におけるポナペ島」須藤健一他編『社会人類学の可能性Ⅰ——歴史のなかの社会』弘文堂, pp. 114-136。

奥野彦六郎

1939 「慣習報告書——ポナペ島ニオケル土地所有主体ニ対スル観念乃至ハ慣習ノ推移ニ関スル参考資料トソノ概説」(謄写印刷)。

PETERSEN, Glenn

1982 Ponapean Matriliney: Production, Exchange, and the Ties that Bind. *American Ethnologist* 9: 129-144.

1984 Ponape's Body Politics: Island and Nation. *Pacific Studies* 8: 112-136.

*Reports of the Trust Territory of the Pacific Islands* (T.T.R.)

vols. 1-6.

杉浦健一

1944 「南洋群島原住民の土地制度」『民族学研究所紀要』1: 169-350。

上原徹三郎

1940 『植民地として観たる南洋群島の研究』南洋文化協会。

矢内原忠雄

1935 『南洋群島の研究』岩波書店。